

# 入札・契約制度の導入について

神奈川県内広域水道企業団では入札・契約制度における運用、改善を図るため、下記のとおり入札・契約制度を導入します。

## ■ 予定価格の事後公表の試行導入

### 1 導入趣旨

予定価格を事前公表とした場合と事後公表とした場合の落札率への影響、予定価格及び最低制限価格付近への応札状況等を調査するため、競争入札に係る工事の入札において、予定価格の事後公表を試行導入します。

### 2 制度概要

#### (1) 対象

現行の制度において、予定価格の事前公表の対象としている競争入札に係る設計金額1,000万円以上の工事のうち、工種、金額等の区分別に、各年度内に執行予定工事の2分の1程度を対象として実施します。

ただし、予定価格の事後公表に適さないと認められるときは、対象から除外する場合があります。

#### (2) 実施方法

予定価格を事前公表とする場合及び事後公表とする場合は、公表方法について入札公告等に明記します。

### 3 適用時期

平成23年度発注案件から適用